

答申第68号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月20日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成28年1月から平成28年12月までに津市で母子健康手帳の交付を受けた人の氏名、生年月日、住所、電話番号、身分証明

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

母子保健受診者名簿（妊娠届出 平成28年1月1～平成28年12月31日）

(3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月20日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件公文書には個人の宛名番号、氏名、生年月日、年齢、住所、世帯主、電話番号、保護者名及び学校区が記載されており、これらは個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため。

身分証明については、母子手帳交付時に確認を行い、公文書として取得を行わないため不存在。

(4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

年齢、学校区を開示しても、個人が識別される事はないので開示すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

本件公文書のうち、年齢及び学校区は、直接個人を特定することはできないが、学校区によっては、交付対象者が少数であるため、年齢等の情報と結びつけることにより、個人を特定され得る可能性があることから、条例第7条第2号に該当する。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、年齢及び学校区が条例第7条第2号に規定する個人情報に該当するか否かについて争っている。

当審査会は、条例第7条第2号の該当性について次のとおり検討する。

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。

本件公文書である母子保健受診者名簿に記載される者は、母子健康手帳の交付を受けた者、すなわち妊婦である。各学校区のうち、当該対象者の少ないところでは十数名程度とのことであり、若齢又は高齢の妊婦の場合であれば、個人を特定できる可能性はさらに高くなるといえる。したがって、年齢及び学校区は、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治

委員	石田美穂
----	------